

「公園整備事業（広域公園 北勢中央公園）事業」に係る

環 境 配 慮 検 討 書

平成 11年 11月

三重県北勢県民局四日市建設部

環境配慮検討書目次

| | | |
|------------------------|-------|---|
| 1. 事業計画の名称、目的及び内容 | ----- | 1 |
| (1) 名称 | ----- | 1 |
| (2) 目的 | ----- | 1 |
| (3) 事業主体 | ----- | 1 |
| (4) 計画内容 | ----- | 1 |
| ①計画地区の位置 | ----- | 1 |
| ②建物・施設等の概要 | ----- | 1 |
| ③土地利用計画 | ----- | 1 |
| ④用水の使用計画 | ----- | 1 |
| ⑤エネルギーの使用計画 | ----- | 1 |
| ⑥雨水の排水計画 | ----- | 1 |
| ⑦汚水の排水計画 | ----- | 1 |
| ⑧工期 | ----- | 1 |
| (5) 関連事業計画 | ----- | 1 |
| (6) その他 | ----- | 1 |
| 2. 事業計画地及びその周辺の概況 | ----- | 2 |
| (1) 環境の現況 | ----- | 2 |
| ①気象 | ----- | 2 |
| ②水象 | ----- | 2 |
| ③大気質等 | ----- | 2 |
| ④自然環境 | ----- | 2 |
| (2) 社会的条件の現況 | ----- | 3 |
| ①交通の現況 | ----- | 3 |
| ②土地利用の現況 | ----- | 3 |
| ③水域利用の現況 | ----- | 3 |
| ④生活関連施設の現況 | ----- | 3 |
| (3) 関係法令等による地域の指定・規制状況 | ----- | 3 |
| ①自然環境保全地域等の指定状況 | ----- | 3 |
| ②土地利用の規制状況 | ----- | 3 |

| | | |
|------------------------------------|-------|---|
| 3. 事業計画地の選定理由 | ----- | 4 |
| 4. 事業計画に対する環境配慮の内容 | ----- | 5 |
| (1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮 | ----- | 5 |
| ① エネルギーの有効利用に努めること | ----- | 5 |
| ② 資源の有効利用に努めること | ----- | 5 |
| ③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること | ----- | 5 |
| ④ 廃棄物の適正処理に努めること | ----- | 5 |
| ⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること | ----- | 5 |
| (2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮 | ----- | 6 |
| ① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること | ----- | 6 |
| ② 地形・地質等の改変の抑止に努めること | ----- | 6 |
| (3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮 | ----- | 7 |
| ① 現存する植生の保全と活用に努めること | ----- | 7 |
| ② 緑化に努めること | ----- | 7 |
| ③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること | ----- | 7 |
| ④ 親水空間等の整備・創出に努めること | ----- | 7 |
| ⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること | ----- | 7 |
| ⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること | ----- | 7 |
| (4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ | ----- | 8 |

1. 事業計画の名称、目的及び内容

| | | |
|------------|--|------------------------------------|
| (1) 名 称 | 広域公園 北勢中央公園 | |
| (2) 目 的 | <p>北勢中央公園は、総合公園として計画されていたが、各年齢層が手軽に運動が楽しめ、幅広いスポーツ需要に対応し健康増進に資する「健康運動の拠点（ウェルネスパーク）」として、施設計画を下記のとおり見直すこととする。</p> <p>①公園内を分断するように計画されていた市道を機能変換し、駐車場等他施設とともに公園の一体利用の整備拡充を図る。</p> <p>②南側部分においては、古墳の活用区域を拡大し古墳広場として自然環境及び歴史資源の保全に努める。</p> <p>③東側部分においては現在裸地化しており、緑を再生・保全し公園との一体的な活用を図る。</p> | |
| (3) 事業主体 | 北勢県民局四日市建設部 | |
| (4) 計画内容 | ① 計画地区の位置・面積等 | 四日市市・菰野町・大安町 事業面積 6.3ha |
| | ② 建物・施設等の概要 | 駐車場、園路、広場・緑地 |
| | ③ 土地利用計画 | 駐車場 1.3ha、園路 0.5ha、 広場・緑地 4.5ha |
| | ④ 用水の使用計画 | なし |
| | ⑤ エネルギーの使用計画 | なし |
| | ⑥ 雨水の排水計画 | 側溝で集水し、調整池を設け、一定量を保ちながら河川へ排水する。 |
| | ⑦ 汚水の排水計画 | 施工時の濁水は河川に濾過装置を施工し、濁水防止をした上で河川へ排水。 |
| | ⑧ 工期 | 着工の予定時期 |
| | 完工及び供用開始の予定時期 | — |
| (5) 関連事業計画 | なし | |
| (6) その他 | なし | |

2. 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

| | |
|--------|---|
| ① 気象 | <p>計画地最寄りの津地方気象台四日市特別地区地域気象観測所における観測データは、次のとおりである。(H10)</p> <p>a. 気温 : 年平均気温 16.4℃ b. 降水量 : 年平均 2,244mm c. 最多風向 : NNW d. 風速 : 24.1m 最大瞬間風速 49.4m</p> |
| ② 水象 | <p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 分布 : 2級河川 朝明川 b. 流量 : 最大 650m³/s c. 水質 : 類型A ph 8.0、DO 10、BOD 1.4、SS 22 (H10環境白書)</p> |
| ③ 大気質等 | <p>a. 大気質 : NO₂ 0.016ppm (H9 西朝明中学校) b. 騒音 : 騒音発生源が無いことから静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。 c. 振動 : 振動発生源がないことから、問題がないと思われる。</p> |
| ④ 自然環境 | <p>a. 地形地質 (a) 地形 : 計画地は、鈴鹿山系から東に伸びる台地状に位置する。地形は、台地を浸食する谷によって南北二つの台地に分断されている。谷は幅約100mで、長さ約700mにも及んでいる。その谷部及び計画地周辺に面する斜面の大半は、10以上の高低差と勾配50%の急斜面を有している。 (b) 地質 : 計画地域は、最新世低位段丘層が広く分布し、砂、礫及び粘土層から構成されている。</p> <p>b. 植物 (a) 植生の概要 : 計画地域の主な植生は、杉、ヒノキ林、アカマツ林、コナラ、クマシラギサ林によって代表される。杉・ヒノキの植林は、急傾斜地においては、成長も早く、うっそうとした林を形成しているが、台地上の林は高さ10m以下の幼樹林となっている。</p> <p>c. 動物 (a) 動物相の概要 : 本地域は、鈴鹿山脈の東側に位置し、キツネ、タヌキの生息が確認されている。(S54環境省「第2回自然環境保全基</p> <p>d. 自然景観 : 茶畑やクロマツ林が、ため池の広い水面と景観的にマッチしている。計画地からは、西方に鈴鹿山系を一望できる。</p> <p>e. 史跡・名勝・天然記念物等 (a) 史跡・名勝・天然記念物 : (「三重県の指定文化財」を参照) (b) 埋蔵文化財包蔵地 : 計画地内に文化財保護法で指定された古墳、遺跡、城跡が存在する。</p> <p>f. 野外レクリエーション他 : 既設の公園施設が、野外レクリエーション施設となっている。また、北勢地域には、青少年の森公園も整備されている。</p> |

(2) 社会的条件の現況

| | |
|-------------|--|
| ① 交通の現況 | <p>a. 計画地周辺の主要道路網 計画地の周辺には、近畿自動車道名古屋亀山線が内陸部を南北に走り計画地から至近の四日市ICまで約8kmの距離である。また、計画地近接に高規格幹線道路としては、計画地の北側を一般国道365号が走り、狹隘区間のバイパス工事が進められている。また、主要地方道菰野東員線が東側、一般県道四日市菰野大安線が西側を走っている。</p> <p>b. 主要道路の交通状況（H9センサス） 一般国道365線 1,454台/日 (主) 菰野東員線 3,761台/日 (一) 四日市菰野線 21,748台/日</p> |
| ② 土地利用の現況 | <p>北勢中央公園は、昭和58年度に事業着手し、全体計画面積91.8haのうち、平成9年度に19.8haが開設され、野球場、テニスコート、芝生広場及び水の広場が共用されている。</p> |
| ③ 水域利用の現況 | <p>計画地内では、朝明川の水を主に農業用用水に利用。</p> |
| ④ 生活関連施設の現況 | <p>a. 学校・医療施設等の立地状況 周辺地域の学校は、朝明高校、保々中・小学校、下野小学校、西朝明中学、暁学園がある。</p> <p>b. 上・下水道の整備状況 計画地域において、上水道は100%普及している。</p> <p>c. 廃棄物処理施設の整備状況 本地域から排出されるゴミは、四日市北部清掃工場、菰野町清掃センターにおいて中間処理され、四日市市南部埋立処分場、菰野町不燃物処理場で最終処分される。</p> |

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

| | |
|------------------|--|
| ① 自然環境保全地域等の指定状況 | <p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 北勢地域西部の鈴鹿山脈は、鈴鹿国定公園に指定され、計画地においては、員弁大池自然環境保全地域が指定されている。 また、鳥獣保護区として北勢中央公園周辺（133ha）が指定されている。</p> <p>a. 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。</p> |
| ② 土地利用の規制現況 | <p>都市計画法・農業地域振興法・森林法等の規制状況</p> <p>a. 都市計画法：北勢中央公園（都市計画変更前）が都市計画公園として決定されている。</p> <p>b. 農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域に指定された地域あり。</p> <p>c. 森林法：指定されている地域はない。</p> |

3. 事業計画地の選定事由

当該地は、四日市市北勢部に位置し、菰野町、大安町の1市2町にまたがる場所で、県の生活創造圏区分の「桑名・員弁生活創造圏」と「四日市生活創造圏」の接点に位置している。

また、近年、生活者は余暇時間の増大や生活水準の向上に伴い、レクリエーション活動への要求が増大し、多様化する一方、健康への関心も高まっており、これらに対応する必要がある。

したがって、①健康の維持増進に資する公園

②広域レクリエーション需要に対応する公園

③多様なニーズ、幅広い年齢層に対応する公園

を目標に、立地条件、環境条件を生かし、両生活創造圏のレクリエーション機能分担を期待して、事業計画地に選定したものである。

4. 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

| <p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主 な 環 境 配 慮 の 視 点</p> | <p style="text-align: center;">講 じ よ う と す る 環 境 配 慮 の 内 容 又 は 方 針</p> |
|--|---|
| <p>① エネルギーの有効利用に努めること</p> <p>a 省エネルギー化</p> <p>b 自然エネルギーの利用</p> <p>c 未利用エネルギーの利用</p> | <p>省エネルギー型の工事機器を使用するなど、エネルギーの有効利用に努める。</p> |
| <p>② 資源の有効利用に努めること</p> <p>a 環境への負荷の少ない資材等の使用</p> <p>b 再生資材の使用</p> <p>c 間伐材の活用</p> | <p>園路工事においては、舗装路盤材や道路資材への再生資材の使用、また法面工や水路工においては間伐材の積極的使用に努める。</p> <p>コンクリート構造物施工においては、熱帯木材型枠の使用削減に努めるとともに、環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努める。</p> |
| <p>③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p>a 透水性舗装の実施</p> <p>b 中水道・雨水利用施設の設置</p> | <p>森林の保水機能を低減させないように大規模土工を極力避け、各ゾーンを選定している。</p> <p>構造物施工に伴う床掘時に地下水脈の存在が確認された場合は、工事においてその保全に配慮する。</p> <p>歩道部分については、透水性舗装の実施に努める。</p> |
| <p>④ 廃棄物の適正処理に努めること</p> <p>a 廃棄物の発生抑制・減量化</p> <p>b 廃棄物のリサイクル</p> <p>c 廃棄物の処理</p> | <p>計画区域内で切盛土等の土工量バランスをとり、残土等の低減に努めるとともに、発生残土については有効利用に努める。</p> <p>工事段階において、建設廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理・処分に努める。</p> |
| <p>⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p>a 大気汚染の防止</p> <p>b 騒音・振動の防止</p> <p>c 悪臭の防止</p> <p>d 水質汚濁の防止</p> <p>e 土壌汚染の防止</p> <p>f 地盤沈下の防止</p> <p>g 地球温暖化の防止</p> <p>h オゾン層の保護</p> | <p>路面排水が用水等に流入しないように、排水計画を十分に配慮し、適切な配水施設の設置に努める。</p> <p>工事段階において、極力泥水の砂等を取り除き、その後、河川・水路へ排水し、水質汚濁の防止に努める。</p> |

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

| 環境配慮事項 | | 講じようとする環境配慮の内容又は方針 |
|--------------------------------|--|--|
| 主な環境配慮の視点 | | |
| ① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること | <ul style="list-style-type: none"> a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用 b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保 e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造 | <p>ゾーン選定において、野生生物の生息空間確保等に配慮し、大規模土工等を避けるようにしている。</p> <p>工事段階において、極力泥水の砂等を取り除き、その後、河川・水路へ排水し、生物への影響防止に努める。</p> |
| ② 地形・地質等の改変の抑止に努めること | <ul style="list-style-type: none"> a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変 b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全 c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全 d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全 e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置 | <p>地形等の改変の抑止に配慮し、大規模切り土を極力避けるようゾーン設定を行っている。</p> <p>調整池の計画にあたっては、山林の保全、地形改変の抑止に配慮し、本体位置を計画している。</p> <p>計画区間内で切り土、盛り土の土工量バランスがとれるように努める。</p> <p>溪流を掘削しないよう構造物の配置計画において考慮している。</p> <p>工事による地形改変を最小限にとどめるよう自然に配置した工法の採用に努める。</p> |

(3) やすらぎとおいのある快適な環境の創造への配慮

| 環境配慮事項 | | 講じようとする環境配慮の内容又は方針 |
|-----------|--|--|
| 主な環境配慮の視点 | | |
| ① | 現存する植生の保全と活用に努めること | 大規模切土を極力避けるよう努める。 |
| ② | 緑化につとめること a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置 | 切土法面工においては植生工による緑化が行えるように配慮する。 各ゾーンにおいても植生工を多用し、緑化を図れるように考慮する。 |
| ③ | 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和 | 施設計画については、各課所ごとにの特性、景観等を配慮しゾーニングを行っている。 |
| ④ | 親水空間等の整備・創出に努めること a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出 | 計画地内に既存の灌漑用ため池を利用した親水施設を整備する。 また、一方のため池は自然観察池として極力現状を保全する。 |
| ⑤ | 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備 | 公園敷地内には文化財保護法によって指定された古墳、遺跡、城跡があるため、これらを保全し、それぞれの時代を学び、体験できる場を設ける。 |
| ⑥ | 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること | ゾーニングにおいては、電波障害、日照障害、特に大規模な切土による風害の防止に努めるよう配慮する。 |

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

(ま と め)

事業計画に対しては、次の配慮を行うところである。

- ①整備区域については、大規模な切土を極力さけるよう各ゾーンを選定し、地形改変を最小限度にとどめる。
- ②整備後の景観形成及び周辺自然環境との調和を図るため、法面工においては植生工により緑化を図るとともに、各ゾーンにおいても植生工を多用し、緑化を図れるよう考慮する。
- ③発生残土の有効利用に努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減するものである。